第七條

特ゲズ選挙ノ方法ハ之ヲ令文ノ互選トス

本令ノ令文タラントスル者ハ令文二名ノ紹介ニ依リ本令ノ幹事ニ申込ムベシ

本令、令文ノ資格ハ労働者ニ限ル

労働者以外ノ者ニシテ本令ニ同情スルモノ又ハ特殊ノ功労アルモノハ賛助令文ニ推薦スルコトヲ得

第八條

本令ハ本令正令文ニシテ幹事ヲ有シ且ツ本令ニ特殊ノ同情ヲ有スル人々ヲ以テ本令ノ顧問又ハ評議令文ニ推薦スルコトヲ